

東京都革靴製造業最低工賃の改正決定に係る
関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取に関する公示

東京地方労働審議会一般公示第2号

東京都革靴製造業の最低工賃の改正決定について調査審議を行うに当たり、家内労働法（昭和45年法律第60号）第11条第1項の規定に基づき、意見を聴取するので、東京都の区域内の関係家内労働者又はこれに委託をする委託者であつて意見を述べようとする者は、その意見を別紙様式により令和8年2月17日までに、東京地方労働審議会（東京都千代田区九段南1丁目2番1号、九段第3合同庁舎13階、東京労働局労働基準部賃金課内）あて提出されたい。

令和8年2月3日

東京地方労働審議会

会長 深道祐子

別紙

意 見 書

令和 年 月 日貴会が家内労働法第11条第1項の規定に基づき公示した東京都革靴製造業最低工賃の改正決定について、下記のとおり意見を提出する。

記

令和 年 月 日

提出者
住 所
氏 名
職 業

東京地方労働審議会
会長 深道 祐子 殿